特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
28	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立高等学校）に係る個人情報保護評価書（基礎項目評価）

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和8年11月4日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務（私立高等学校）
②事務の概要	高等学校等の生徒は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金の受給資格の判定に当たっては、生徒の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表の123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部学事・私学振興課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県総務部県政情報課情報センター 〒870-8501　大分市大手町３丁目１番１号 電話番号　097-506-2285

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県総務部学事・私学振興課 〒870-8501　大分市大手町3丁目1番1号 電話番号　097-506-3079
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年5月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。生徒の個人番号は、生徒本人がオンライン申請画面で入力したもの（桁数及びチェックデジットの検証を行う。）に限って取得し、職員による個人番号の登録・変更は行わない。住基ネット照会のための申請情報ファイルの加工及び運搬の局面では手作業が介在するが、複数人での確認を行っており人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報セキュリティポリシー及び特定個人情報保護に関する規程等に基づき、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防止するため、以下の対策を実施している。 ・特定個人情報へのアクセス権限を業務上必要な職員に限定し、利用状況を記録すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体を施錠可能な場所に保管すること ・特定個人情報を含む書類及び電子媒体の取得、利用、移送及び廃棄の状況を記録し、その所在を明確にすること ・特定個人情報を含む電子媒体を利用する際は、暗号化やパスワード設定等の保護措置を講じること ・特定個人情報を含む書類等を廃棄する際には、復元不可能な方法で廃棄するとともに、廃棄記録を保存すること ・生徒の個人番号及び個人番号カードの写しの画像は、受給資格の認定結果の通知の確認が完了した時点でシステムから削除すること これらの対策を講じることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクは十分に低減されていることから、本リスクへの対策は十分であると考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	①生活環境部私学振興・青少年課 ②課長　森高　美代子	①生活環境部私学振興・青少年課 ②課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日　時点	令和元年5月1日　時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日　時点	令和元年5月1日　時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅳ　リスク対策		新様式への変更	事後	新規項目
令和7年5月30日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署	生活環境部私学振興・青少年課	総務部学事・私学振興課	事後	
令和7年5月30日	Ⅰ　関連情報 8．特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	大分県生活環境部私学振興・青少年課	大分県総務部学事・私学振興課	事後	
令和7年5月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日　時点	令和7年5月1日　時点	事後	時点修正
令和7年5月30日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日　時点	令和7年5月1日　時点	事後	時点修正
令和7年5月30日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業		新様式への変更	事後	新規項目
令和7年5月30日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更	事後	新規項目
令和7年5月30日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	・番号法別表の123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条	事後	
令和7年5月30日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第58条各号	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年3月1日	Ⅰ　関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、その結果に基づき受給資格の認定及び支給額の判定を行う（手順①～⑧）	生徒本人から提出された個人番号により、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う（手順①～⑤）	事前	令和8年度の制度改正（所得制限の撤廃、国籍・在留資格等に基づく支給対象の見直し）及びこれに伴う高等学校等就学支援金事務処理システムの改修（令和9年度の新入生に係るオンライン申請への対応）による
令和9年3月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	制度改正により保護者等の税額情報の照会を要しなくなったため
令和9年3月1日	Ⅰ　関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	（記載なし）	事前	制度改正により保護者等の税額情報の照会を要しなくなったため
令和8年11月4日	Ⅰ　関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部私学事・私学振興課	総務部学事・私学振興課	事後	誤記の修正
令和9年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和7年4月1日　時点	1,000人以上1万人未満 令和8年5月1日　時点	事前	制度改正により保護者等の個人番号の取得を要しなくなり、生徒本人の個人番号も受給資格の認定結果の通知の確認が完了した時点で削除することから、当年度の新入生の数を基に見込んだ
令和8年11月4日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年5月1日　時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和9年3月1日	Ⅳ　リスク対策 5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　]提供・移転しない 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か：十分である	[○]提供・移転しない	事前	令和8年度の制度改正（所得制限の撤廃、国籍・在留資格等に基づく支給対象の見直し）及びこれに伴う高等学校等就学支援金事務処理システムの改修（令和9年度の新入生に係るオンライン申請への対応）による
令和9年3月1日	Ⅳ　リスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない（入手） [　]接続しない（提供） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か：十分である 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か：十分である	[○]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）	事前	制度改正により保護者等の税額情報の照会を要しなくなったため
令和9年3月1日	Ⅳ　リスク対策 8．人手を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。オンライン申請受付が導入されており、手作業が介在する申請者数は限定的である。申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力する局面では特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行っており人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。生徒の個人番号は、生徒本人がオンライン申請画面で入力したもの（桁数及びチェックデジットの検証を行う。）に限って取得し、職員による個人番号の登録・変更は行わない。住基ネット照会のための申請情報ファイルの加工及び運搬の局面では手作業が介在するが、複数人での確認を行っており人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	令和8年度の制度改正（所得制限の撤廃、国籍・在留資格等に基づく支給対象の見直し）及びこれに伴う高等学校等就学支援金事務処理システムの改修（令和9年度の新入生に係るオンライン申請への対応）による
令和9年3月1日	Ⅳ　リスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策	1）目的外の入手が行われるリスクへの対策 （判断の根拠：e-Shienにおいて対象者が同意した場合にのみ情報を入手できること）	8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 （判断の根拠：アクセス権限の限定と利用状況の記録、施錠保管、取得・移送・廃棄等の記録、電子媒体の保護措置、復元不可能な方法による廃棄、通知の確認完了時点での生徒の個人番号の削除）	事前	令和8年度の制度改正（所得制限の撤廃、国籍・在留資格等に基づく支給対象の見直し）及びこれに伴う高等学校等就学支援金事務処理システムの改修（令和9年度の新入生に係るオンライン申請への対応）による